

申立時のデータによる 返済総額算出シート (給与所得者等再生)

再生債務者 司法 太郎

第1 返済総額の最低限度額の検討

返済総額の最低限度額 A 2,500,000 円

この額は、下記のC, D, Eの額のうち最も多い額以上になる必要があります。

1 最低弁済額

再生債権の総額 B 2,500,000 円

- ・ 無異議債権及び評価済債権（別除権の行使によって弁済を受けることができると見込まれる再生債権の額及び民事再生法84条2項に規定する請求権の額を除く。）の総額
- ・ 住宅資金特別条項を定める場合には、住宅資金貸付債権の額を除く。

最低弁済額（算出方法は下記のとおり） C 1,000,000 円

- | | |
|--|-------|
| <input type="checkbox"/> Bの額が100万円以下の場合 | その額 |
| <input checked="" type="checkbox"/> Bの額が500万円以下の場合 | 100万円 |
| <input type="checkbox"/> Bの額が1500万円以下の場合（下記の計算式により算出した額） | |
| $Bの額 \div 5 = \underline{\hspace{2cm}} 円$ | |
| <input type="checkbox"/> Bの額が1500万円を超える場合 | 300万円 |

2 清算価値

清算価値算出シートにより算出した額 D 1,373,000 円

可処分所得算出シートにより算出した額 E 3,454,000 円

